別記様式第三号

（表面）

第　　号

消費者安全法第27条第２項又は第４項の規定により立入調査等をする職員の

身　分　証　明　証

写



真

官職及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

消費者庁長官　　印

（裏面）

消費者安全法抜粋

（事故等原因調査）

第二十三条　（略）

２　調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一　事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二　生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三　生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六　生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

３　（略）

４　前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（内閣総理大臣の援助）

第二十七条　調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項第二号に掲げる処分をさせることができる。

3　内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5　第二十三条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格X6301「識別カード―物理的特性」の4.5ＩＤ―１とする。